

長良九条の会だより

NO 122
2017年3月
事務局
林磨利子方
090-6769
-9809



岡本弁護士の学習会に参加して（二月二十五日・教育会館）
【共謀罪】は、【まったく新しい罪】である

日本の法律では、犯罪が処罰される場合は、やった「行為」を処罰します。それは、人間の【行動の自由】を最大限保障する憲法の理念に基づいています。【行動の自由】を制限される時とは、人の生命・体・財産など、法律で保護される利益が侵害され、「被害が発生する時」だけです。

例外的に、【内乱】【殺人】など危ない犯罪に限って、予備罪・準備罪がありますが、【共謀】と言うのはその前の段階です。つまり、〇〇したいねそうだねと語り合ったりメールを送りあったりしただけで、罪になると言う【新しい罪】なのです。

国際条約を批准するために必要だといって出してきた「テロ等組織犯罪準備罪」という名前に、だまされないように。この国際条約は、マフィアなど経済犯罪組織のためのもの。テロとは関係ないですよ。テロ対策の条約を日本はすでに13批准しているからです。

林磨利子記

今後の予定

- ◆3月19日（日）10時30分～
デモ11時10分～
岐阜市金公園集合
「岐阜総がかり行動」
- ◆3月29日（水）16時～
ピアゴ前 「ながら9の日行動」
- ◆4月9日（日）14時～
北部コミュニティーセンター
「沖縄辺野古のたたかいの現状」
講師 末次英二さん
DVDも上映予定
- ◆4月22日（土）10時～
長良公園 研修センター
「第5回 ながら憲法カフェ」
講師 岡本浩明弁護士
- 「平和のつどい」（11月3日）
実行委員長決まる。3年振り。
安藤征治氏（元岐阜市教育長）
講演 絵本作家 木村祐一氏

大垣警察署

市民監視違憲訴訟

大垣の風力発電施設の建設をめぐり、大垣警察署員が住民たちの個人情報報告を、施設を建設する「シーテック」に漏洩したとして、4名の原告が岐阜県に対して「国家賠償請求訴訟」で支払いを求め、裁判の第一回口頭弁論があった。岐阜地裁前に支援者ら百数十名の傍聴者で法廷に入りきれないほどの盛況。

争点は情報収集や第三者への漏洩についての警察権力の違法性を問う。

被告の岐阜県側は出席せず、情報の種類や収集方法などの具体的な内容は認否を留保している。

尚、次回公判は5月17日（水）10時より



原告団と弁護団が記者会見
愛知県からも傍聴者、全国的にも注目の裁判

みんなの広場

T・Kさんの意見

「憲法と君たち」を読んで
戦後72年を経て、殆どの人が、国の根幹に据えることは「二度と戦火を交えないこと」「平和を維持すること」と思っているのではないでしょうか。
中東の惨状を見るにつけても戦争はすべてを失います。

議会制民主主義では国民は国の方向性を国民自身で決定する権利を有しています。選挙の際に、すべての政策の上に「戦争をしない」という理念を掲げる政治家と政党に賛同する人々を掘り起こしたい。
この著書のように現行日本国憲法の三原則は変えられない大事な骨格であり、特に「平和主義」が大前提です。
日本国民は平和を堅持することが出来る力を持っていると信じています。
とても分かりやすい本なので一人でも多くの若い方々に読んで欲しいと思っています。

カンパの報告

四十三名

十二万三千二百五十円

（三月一〇日現在）

お寄せいただきありがとうございます。
今後ともよろしく願います。

原発事故から6年

をふりかえる

福島から移住された

小湊さんに聞く(岩崎在住)

小湊香さんは3人の小学生のお母さん。2013年に福島のいわき市から岐阜市岩崎に移住され、『コミナト自動車』を切り盛りしています。原発事故からの激動の6年を語っていただきます。

2011・3・11の大地震は予防接種のため車を運転中の時。原発事故を聞き、子ども達に危険を感じ、義父母、姉家族と共に「とりあえず」甥のいる群馬に避難しました。長男の入学案内をうけて、いわきに戻ったものの、こんな状況では無理だと判断し、即、転出を決めて、群馬で一年半過ごすことになりました。夫は、夫の両親と共に、いわきにある自動車店を続けねばならないと、いわきに戻りました。家族別れての生活もむずかしく、いわきに戻った小湊さんでしたが、そこでの生活は放射能への不安とのたたかいでした。子どもが拾ってきた栗を玄関の外に置かせ、手を洗わせる、関東圏の野菜は買わず、献立にも苦労し、吹きだまりではガイガーカウンターが

振り切れました。

夏休みに、岐阜の清見村で保養を体験したことが、移住を決心させました。なにもストレスを感じないで、生活したいと。2013年、家業の自動車業を岐阜に開くことを決め、夫の両親も共に移住してくれました。事故からたった6年しか経っていない日本ですが、現状は、甲状腺癌の検査は、非常に受けにくくなっています。岐阜でも『甲状腺の検査を』という、拒否する病院が多い。民医連の病院でも消極的です。福島県から紹介される唯一の多治見の病院では、異常があっても2年後に来れば良いと言います。

国は避難解除をすすめ、家賃無償を打ち切り、もう大丈夫だと宣伝しています。しかし、本来1mSv/年であるべき基準を20mSv/年にあげての判断です。

ロシアでは「チェルノブイリ法」というのがあり、危険な地域にどうしても住みたい老人は覚悟があれば住んでもいいが、子どもは住まわせてはならず、安全な食品を国が定期的に支給してくれるといいます。

福島に残っている人も、割り切っている人もいるけれど、たいていは生活基盤を壊したくないからであって、不

安の中で生活しています。最近の空気の中でその不安も口にできない人もいます。避難はしたけれど、生活基盤を作れなくて、福島に戻る人もいます。それぞれの事情の中で、悶々と悩み続けています。

そんな原発への怒りをこめて、東電と国に対して、物心両面の損害賠償を求めて、小湊さん達は、裁判を起こしてたたかっています。3月にも名古屋で裁判があります。小湊さん達を、是非みなさん応援して下さい。

「コミナト自動車」をご利用いただくことで、大きな支援になると、私たちは思っています。(林 磨利子 記)



(有) コミナト自動車
岐阜市岩崎 (高富街道沿い)

毎日新聞投稿欄より(2月25日)

「阻止するしかない『共謀罪』法案」

無職 中野 由夫68 (宮崎市)

安倍政権は特定秘密保護法、安全保障関連法に続き、「共謀罪」(テロ等準備罪)を盛り込む組織犯罪処罰法改正案の成立を目指している。対象犯罪を当初の676から277に絞り込み、3月上旬にも閣議決定し国会に提出するという。過去三度廃案になった「共謀罪」の法案だ。政府は東京五輪・パラリンピックとテロ対策を前面に掲げ、法案の恐ろしさを隠す。

国家による国民の監視や盗聴の強化、憲法で保障する表現の自由などの基本的人権をないがしろにする悪法だ。戦前、「協議罪」を含む治安維持法の下で起こった1928(昭和3)年の3・15事件では全国で1600人が検挙された。その歴史に学ぶなら「未遂」や「予備」以前に、二人以上が犯罪を計画し未実行でも処罰するという「共謀罪」の法案は慎むべきだ。被害が表に出れば処罰するのが近代刑法の原則だ。それを逸脱する「共謀罪」は、日本が法治国家でなくなる危険性をはらんでいる。

絶対に阻止するしかない。